

相続財産管理人の制度を活用した市税徴収（納税課）

1 事案の概要と課題

(1) 市税滞納者の相続人が不明であること

不動産の差押えを執行していた市税滞納者が平成 28 年 6 月に死亡し、調査するも相続人が不明であった。

(2) 差押財産の換価が困難であること

相続人が不明であるために、差押不動産を公売しようにもその処分の相手方が存在せず、自主納付の可能性もないことから、滞納市税の徴収が極めて困難であった。

2 カイゼン内容

(1) 相続財産管理人の選任申立

上記のような案件を解決するための新たな取組みとして、平成 29 年 8 月に相続財産管理人の選任を家庭裁判所に申し立てた。手続きに必要な費用として、申立費用、官報広告費及び家事予納金の合計 1,004 千円を支出した。

(2) 相続財産管理人の選任

平成 29 年 11 月に相続財産管理人の選任が認められたので、まずは相続財産管理人による差押不動産の任意売却を待ち、それが叶わない場合には相続財産管理人を処分の相手方とした公売を進めることにした。

3 カイゼン効果

(1) 差押不動産の任意売却による滞納市税等の徴収

令和元年 8 月に差押不動産の任意売却が成立し、売却代金から合計 14,049 千円の滞納市税と延滞金を徴収することができた。

(2) 家事予納金の返還

相続財産管理人の報酬も売却代金から支払われたため、選任申立時に支出した家事予納金 1,000 千円は市に返還された。

(3) 新規滞納の抑止

当該不動産から今後発生する毎年度 460 千円程度の固定資産税についても、新たな所有者からの納付が期待される。

(参考1) 市税の強制徴収に係る処理手順

- 督促状（地方税法 329①等）
納期限までに完納されない場合、納付の履行を請求するために、督促状を発付する。
- 催告（法律に規定のない事実上の行為）
督促状を発してもなお完納されない場合、さらに納付を促すために、催告書、電話、臨場などによる催告を行う。
- 財産調査（地方税法 20 の 11、国税徴収法 141・142）
催告を実施してもなお完納されない場合、納付資力の判定や滞納処分の執行のために、滞納者の財産の有無やその権利関係、換価価値などについて調査を行う。
- 差押え（地方税法 331①等）
財産調査後もなお完納されない場合、調査により判明した財産に対する差押えを執行し、当該財産の処分（売買、毀損など）を禁止する。
- 差押財産の換価（国税徴収法 67・89・94）
差押後もなお完納されない場合、差押財産が債権のときは取立ての方法により換価し、その他（不動産等）のときは公売の方法により換価する。換価代金は滞納市税に充てる。

(参考2) 強制徴収の実績（平成30年度）

区 分	人 数	金 額
差押え	1,340	337,703,844
差押財産の換価・充当	1,411	142,873,267